

十九八七	六五四	三二一	人基年〇 向づ財個財 務省告示第 六十八号行等 三十條第十四 項規定期に 基づき個人向 け國債の發行 三十條第十四 項規定期に
払経利発発 込過率行行 み利価日 子格 の	振額最 低額 単位 面金	用振の法 等替條律 法項及の の適び根 の適そ拠 發行及 及び記	平成国債 二年行第 七發行第 三十條第 十一年行第 二月等を次 年九月日大 臣麻生太郎 ・
第 次 各 年 額 平 す 額 の 振 十 の 取 ○ 面 成 る の 記 替 五 算 扱 ・ 金 二 。 整 載 法 号 式 機 ○ 額 十 数 又 の 規 に に 関 五 百 七 倍 は 規 規 よ は パ 円 年 十 金 記 定 に 定 す り 、 一 に 一 金 錄 に 算 出 す る 期 日 に 金 額 は 込 し た 金 額 に 金 額 は に 払 い を 加 え 、	一 万 額 の 定 以 律 社 条 九 特 三 個 万 円 面 振 の 下 へ 平 成 第 年 別 年 人 向 円 金 替 適 一 法 會 一 法 付 付 額 機 用 に 有 株 式 第 六 国 庫 債 券 で 関 を 替 第 二 関 す 三 号 法 律 二 日 は 受 法 一 一 七 五 五 律 百 本 行 と う 七 律 一 一 五 五 律 十 銀 行 の と う 七 五 五 律 一 一 五 五 律 七 億 行 と し 一 一 五 五 律 一 一 五 五 律 五 千 す 一 一 五 五 律 一 一 五 五 律 五 百 そ 一 一 五 五 律 一 一 五 五 律 。	一 万 額 の 定 以 律 社 条 九 特 三 個 万 円 面 振 の 下 へ 平 成 第 年 別 年 人 向 円 金 替 適 一 法 會 一 法 付 付 額 機 用 に 有 株 式 第 六 国 庫 債 券 で 関 を 替 第 二 関 す 三 号 法 律 二 日 は 受 法 一 一 七 五 五 律 一 一 五 五 律 百 本 行 と う 七 五 五 律 一 一 五 五 律 十 銀 行 の と う 七 五 五 律 一 一 五 五 律 七 億 行 と し 一 一 五 五 律 一 一 五 五 律 五 千 す 一 一 五 五 律 一 一 五 五 律 五 百 そ 一 一 五 五 律 一 一 五 五 律 。	平成国債 二年行第 七發行第 三十條第 十一年行第 二月等を次 年九月日大 臣麻生太郎 ・

込むこととする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.05}{100}}{365} \times \frac{1}{\text{ }} \quad \text{---(2)}$$

平成二十八年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

十二  
十一  
後期利子  
初期利子  
の二期以  
の二期以

十  
七  
六  
五  
四  
三  
  
の  
取  
扱  
い  
中  
途  
換  
金  
払  
込  
場  
所  
払  
込  
期  
日  
償  
還  
期  
限

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。  
平成三十一年一月十五日  
平成二十七年一月十六日  
日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成二十八年十一月十五日以後において  
行うこととし、その買取金額は、  
次に区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。  
(一) 平成二十八年一月十五日  
から平成二十九年五月十五日  
までの間の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100} \times 2$  - 受入経過利子

に相当する金額)にお出し、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切り捨ててとし、一円とする。ただし、受入経過利子に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする(次号において同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十九年五月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額  
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和二十九年法律第七十一号)第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の一部を改定す

(一) 式 次 る 中 あ 平 該 当 救 十 に は 指 第 昭 ( 人 が 養 第 正 第 正  
當 前 ら に の も 途 つ 成 個 該 助 二 お 当 定 二 和 特 が 、 信 一 前 五 す  
る 額 面 ま 平 平 よ 区 の 換 て 二 人 災 の 年 い 該 都 百 二 別 、 死 記 項 の 号 )  
す る 金 で 成 成り 分 と 金 も 十 向 害 行 法 て 市 市 五 十 区 又 死亡 契 に 相  
す る 金 額 -  $\frac{79.685}{100}$  + 經 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - 愛 入 經 過 利 子 に 相  
す る 金 額 )  
の 二 二 算 に し を 、 八 け に わ 律 、 の に 十 二 を は し 約 規 繼 法 律 ( 平 成  
間 の 二 十 出 応 、 請 当 年 国 か れ 第 災 区 あ 二 年 含 そ た の 定 稅 三 条 ( 平  
成 の 八 八 し じ そ 求 該 十 債 か る 百 害 と つ 条 法 み の と 受 す 法 律 、 居  
年 年 た 、 の す 個 一 を つ 災 十 救 す て の 律 、 居き 益 す 第 地 住 に 者 特 二 規  
經 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 そ 買 る 人 月 有 た 害 八 助 は 十 第 地 住 に 者 特 二 規  
一 月 額 れ 取 こ 向 十 す と が 号 法 。 九 六 方 す は を 別 十 定  
月 十 と ぞ 金 と け 五 る き 発 ) ( 当 第 十 自 る そ 含 障 一 に 五  
十五 す れ 額 が 国 日 者 に 生 に 昭 の 該 一 七 治 市 項 号 法 町 相 。 者 の る 法  
五 日 る の は で 債 前 が は し よ 和 区 市 項 号 法 町 相 。 者 の る 法  
相 当 す 日 か 。 算 、 き の で 、 当 、 る 二 域 又 の ) ( 村 繼 ) 扶 四 改 律

払元  
場利金所  
支

(二)

平成二十八年五月十五日前  
の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)